

令和2年度文書指摘事項

法人名	サービス名	事業所名	実施日	結果通知日	文書指摘	改善報告
とっとり福祉サービス有限会社	認知症対応型共同生活介護	グループホーム三希堂	令和2年7月2日		—	—
	介護予防認知症対応型共同生活介護	グループホーム三希堂	令和2年7月2日		—	—
合同会社ライフケアーズ	訪問介護	ヘルパーステーション和ごころ	令和2年8月25日	令和2年9月10日	個人情報の利用同意書について利用者のみならず、個人情報の利用を行う家族についても同意を得ること。	個人情報の使用についての同意欄を増やし、利用者・家族の署名を頂く。(添付①)
					特定事業所加算Ⅱについて、各訪問介護員が受講する研修等の個別の計画について記載すること。	今年度から個別で研修を受けるように計画する。(添付②)
	第1号訪問事業(鳥取市訪問介護相当サービス)	ヘルパーステーション和ごころ	令和2年8月25日	令和2年9月10日	処遇改善加算Ⅱのキャリアパス要件Ⅰについて、職責、職務内容の整理が不十分であるため、改めること。	賃金規程の中に処遇改善手当を記載し、職責、職務内容を明確にする。(添付③)
					個人情報の利用同意書について利用者のみならず、個人情報の利用を行う家族についても同意を得ること。	個人情報の使用についての同意欄を増やし、利用者・家族の署名を頂く。(添付①)
合同会社ライフケアーズ	福祉用具貸与	合同会社ライフケアーズ	令和2年8月25日	令和2年9月11日	重要事項説明書について、運営規程の概要(従業員の職務の内容、指定福祉用具貸与(販売)の提供方法及びその他運営に関する重要事項)、事故発生時の対応及び福祉用具専門相談員の勤務の体制(管理者との兼務関係等)を記載すること。また、利用料の負担割合についても記載すること。	重要事項説明書について、指摘部分はもとより、全面的に見直しを行い、記載内容の追加修正を行った。(添付①)
					運営規程に、利用料の負担割合について記載すること。	運営規程について、指摘部分の追加、修正を行った。(添付②)
					専門相談員の資質の向上のための研修計画を作成し、定期的かつ計画的に研修を受けさせること。	研修の年間計画を作成した。(添付③)
					個人情報の利用同意書について利用者のみならず、個人情報の利用を行う家族についても同意を得ること。	重要事項説明書の個人情報同意の欄について、家族、関係者の記入がいただけるよう欄の追加を行った。(添付①)
					重要事項説明書について、運営規程の概要(従業員の職務の内容、指定福祉用具貸与(販売)の提供方法及びその他運営に関する重要事項)、事故発生時の対応及び福祉用具専門相談員の勤務の体制(管理者との兼務関係等)を記載すること。また、利用料の負担割合についても記載すること。	重要事項説明書について、指摘部分はもとより、全面的に見直しを行い、記載内容の追加修正を行った。(添付①)

法人名	サービス名	事業所名	実施日	結果通知日	文書指摘	改善報告
合同会社ライフケアーズ	特定福祉用具販売	合同会社ライフケアーズ	令和2年8月25日	令和2年9月11日	運営規程に、利用料の負担割合について記載すること。	運営規程について、指摘部分の追加、修正を行った。（添付②）
					特定福祉用具販売について、重要事項説明書を用いた利用者への説明、同意及び交付が行われていないため、是正すること。	規程されている通り、販売を行う際には、重要事項説明書を用いて必要事項の確認を行い、利用者の署名、捺印をもらった書面を保管する。
					専門相談員の資質の向上のための研修計画を作成し、定期的かつ計画的に研修を受けさせること。	研修の年間計画を作成した。（添付③）
					個人情報の利用同意書について利用者のみならず、個人情報の利用を行う家族についても同意を得ること。	重要事項説明書の個人情報同意の欄について、家族、関係者の記入がいただけるよう欄の追加を行った。（添付①）
	介護予防福祉用具貸与	合同会社ライフケアーズ	令和2年8月25日	令和2年9月11日	重要事項説明書について、運営規程の概要（従業員の職務の内容、指定福祉用具貸与（販売）の提供方法及びその他運営に関する重要事項）、事故発生時の対応及び福祉用具専門相談員の勤務の体制（管理者との兼務関係等）を記載すること。また、利用料の負担割合についても記載すること。	重要事項説明書について、指摘部分はもとより、全面的に見直しを行い、記載内容の追加修正を行った。（添付①）
					運営規程に、利用料の負担割合について記載すること。	運営規程について、指摘部分の追加、修正を行った。（添付②）
					専門相談員の資質の向上のための研修計画を作成し、定期的かつ計画的に研修を受けさせること。	研修の年間計画を作成した。（添付③）
					個人情報の利用同意書について利用者のみならず、個人情報の利用を行う家族についても同意を得ること。	重要事項説明書の個人情報同意の欄について、家族、関係者の記入がいただけるよう欄の追加を行った。（添付①）
	特定介護予防福祉用具販売	合同会社ライフケアーズ	令和2年8月25日	令和2年9月11日	重要事項説明書について、運営規程の概要（従業員の職務の内容、指定福祉用具貸与（販売）の提供方法及びその他運営に関する重要事項）、事故発生時の対応及び福祉用具専門相談員の勤務の体制（管理者との兼務関係等）を記載すること。また、利用料の負担割合についても記載すること。	重要事項説明書について、指摘部分はもとより、全面的に見直しを行い、記載内容の追加修正を行った。（添付①）
					運営規程に、利用料の負担割合について記載すること。	運営規程について、指摘部分の追加、修正を行った。（添付②）
					特定福祉用具販売について、重要事項説明書を用いた利用者への説明、同意及び交付が行われていないため、是正すること。	規程されている通り、販売を行う際には、重要事項説明書を用いて必要事項の確認を行い、利用者の署名、捺印をもらった書面を保管する。

法人名	サービス名	事業所名	実施日	結果通知日	文書指摘	改善報告
					専門相談員の資質の向上のための研修計画を作成し、定期的かつ計画的に研修を受けさせること。	研修の年間計画を作成した。(添付③)
					個人情報の利用同意書について利用者のみならず、個人情報の利用を行う家族についても同意を得ること。	重要事項説明書の個人情報同意の欄について、家族、関係者の記入がいただけるよう欄の追加を行った。(添付①)
株式会社松山	訪問介護	訪問介護事業所松のねっこ	令和2年8月27日	令和2年9月9日	—	—
	第1号訪問事業(鳥取市訪問介護相当サービス)	訪問介護事業所松のねっこ	令和2年8月27日	令和2年9月9日	—	—
株式会社C K コーポレーション	福祉用具貸与	C K ライフプラン	令和2年8月27日	令和2年9月11日	重要事項説明書について、運営規程の概要(従業員の職務の内容、指定福祉用具貸与(販売)の提供方法及び取り扱い種目)について記載すること。また、苦情処理の体制等について最新のものに修正すること。	令和2年9月1日以降の重要事項説明書から、別添のとおりの様式に変更しました。(添付①②)
					従業員が在職時及び退職後においても、正当な理由なく、業務上知り得た入居者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずること。	令和2年9月1日付けで、現従業員から別添のとおり「秘密情報の保持に関する誓約書」を取得しました。また、今後従業員を雇用した場合、同様の誓約書を取得します。(添付③)
	特定福祉用具販売	C K ライフプラン	令和2年8月27日	令和2年9月11日	重要事項説明書について、運営規程の概要(従業員の職務の内容、指定福祉用具貸与(販売)の提供方法及び取り扱い種目)について記載すること。また、苦情処理の体制等について最新のものに修正すること。	令和2年9月1日以降の重要事項説明書から、別添のとおりの様式に変更しました。(添付①②)
					従業員が在職時及び退職後においても、正当な理由なく、業務上知り得た入居者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずること。	令和2年9月1日付けで、現従業員から別添のとおり「秘密情報の保持に関する誓約書」を取得しました。また、今後従業員を雇用した場合、同様の誓約書を取得します。(添付③)
	介護予防福祉用具貸与	C K ライフプラン	令和2年8月27日	令和2年9月11日	—	—
	特定介護予防福祉用具販売	C K ライフプラン	令和2年8月27日	令和2年9月11日	—	—
株式会社健美堂	福祉用具貸与	株式会社健美堂	令和2年9月1日	令和2年10月7日	従業員の退職後においても正当な理由がなく、その業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずること。	別紙就業規則参照
	特定福祉用具販売	株式会社健美堂	令和2年9月1日	令和2年10月7日	従業員の退職後においても正当な理由がなく、その業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずること。	別紙就業規則参照

法人名	サービス名	事業所名	実施日	結果通知日	文書指摘	改善報告
株式会社健美堂	介護予防福祉用具貸与	株式会社健美堂	令和2年9月1日	令和2年10月7日	従業員の退職後においても正当な理由がなく、その業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずること。	別紙就業規則参照
	特定介護予防福祉用具販売	株式会社健美堂	令和2年9月1日	令和2年10月7日	従業員の退職後においても正当な理由がなく、その業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずること。	別紙就業規則参照
株式会社原商	福祉用具貸与	株式会社原商 鳥取事業所	令和2年9月3日	令和2年9月9日	指定福祉用具貸与事業所等ごとに配置している福祉用具専門相談員の員数が常勤換算方法で2人以上となっていないため、速やかに必要な員数を配置すること。	欠勤者が病状改善したため、9/14より出勤。追加人員の採用が決定し、10/1より3名体制を確保
	特定福祉用具販売	株式会社原商 鳥取事業所	令和2年9月3日	令和2年9月9日	指定福祉用具貸与事業所等ごとに配置している福祉用具専門相談員の員数が常勤換算方法で2人以上となっていないため、速やかに必要な員数を配置すること。	欠勤者が病状改善したため、9/14より出勤。追加人員の採用が決定し、10/1より3名体制を確保
	介護予防福祉用具貸与	株式会社原商 鳥取事業所	令和2年9月3日	令和2年9月9日	指定福祉用具貸与事業所等ごとに配置している福祉用具専門相談員の員数が常勤換算方法で2人以上となっていないため、速やかに必要な員数を配置すること。	欠勤者が病状改善したため、9/14より出勤。追加人員の採用が決定し、10/1より3名体制を確保
	特定介護予防福祉用具販売	株式会社原商 鳥取事業所	令和2年9月3日	令和2年9月9日	指定福祉用具貸与事業所等ごとに配置している福祉用具専門相談員の員数が常勤換算方法で2人以上となっていないため、速やかに必要な員数を配置すること。	欠勤者が病状改善したため、9/14より出勤。追加人員の採用が決定し、10/1より3名体制を確保
株式会社ウィードメディカル	福祉用具貸与	株式会社ウィードメディカル	令和2年9月3日	令和2年9月10日	サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ること。	今回指摘を頂いた「利用者家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ること」については、重要事項説明書に新たに家族署名欄を設け個人情報の提供について同意を得ることとしました。
	特定福祉用具販売	株式会社ウィードメディカル	令和2年9月3日	令和2年9月10日	サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ること。	今回指摘を頂いた「利用者家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ること」については、重要事項説明書に新たに家族署名欄を設け個人情報の提供について同意を得ることとしました。
	介護予防福祉用具貸与	株式会社ウィードメディカル	令和2年9月3日	令和2年9月10日	サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ること。	今回指摘を頂いた「利用者家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ること」については、重要事項説明書に新たに家族署名欄を設け個人情報の提供について同意を得ることとしました。
	特定介護予防福祉用具販売	株式会社ウィードメディカル	令和2年9月3日	令和2年9月10日	サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ること。	今回指摘を頂いた「利用者家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ること」については、重要事項説明書に新たに家族署名欄を設け個人情報の提供について同意を得ることとしました。

法人名	サービス名	事業所名	実施日	結果通知日	文書指摘	改善報告
株式会社ハビネライフー光	福祉用具貸与	ハビネライフー光 鳥取支社	令和2年9月8日	令和2年9月16日	<p>重要事項説明書について、運営規程の概要（指定福祉用具貸与（販売）の提供方法及びその他運営に関する重要事項）、苦情処理の体制等（市町村の連絡先）を記載すること。</p> <p>指定福祉用具貸与を提供した際には、当該指定福祉用具貸与の提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録すること。</p> <p>指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない福祉用具貸与を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と当該サービスに係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額を生じないようにすること。</p>	<p>指摘事項の記載。</p> <p>指導を受け、職員に研修を行い、支援経過記録やアセスメント記入をし、利用者の状況など詳細に記録を行っている。</p> <p>法定代理受領サービスに該当しない福祉用具貸与も介護保険レンタルと同額（10割）で行う。過去において、法定代理受領サービスの福祉用具貸与として一部価格を下げて法定代理受領サービスに該当しない福祉用具貸与を行う。</p>
	特定福祉用具販売	ハビネライフー光 鳥取支社	令和2年9月8日	令和2年9月16日	<p>重要事項説明書について、運営規程の概要（指定福祉用具貸与（販売）の提供方法及びその他運営に関する重要事項）、苦情処理の体制等（市町村の連絡先）を記載すること。</p>	指摘事項の記載。
	介護予防福祉用具貸与	ハビネライフー光 鳥取支社	令和2年9月8日	令和2年9月16日	<p>重要事項説明書について、運営規程の概要（指定福祉用具貸与（販売）の提供方法及びその他運営に関する重要事項）、苦情処理の体制等（市町村の連絡先）を記載すること。</p> <p>指定福祉用具貸与を提供した際には、当該指定福祉用具貸与の提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録すること。</p>	<p>指摘事項の記載。</p> <p>指導を受け、職員に研修を行い、支援経過記録やアセスメント記入をし、利用者の状況など詳細に記録を行っている。</p>
	特定介護予防福祉用具販売	ハビネライフー光 鳥取支社	令和2年9月8日	令和2年9月16日	<p>重要事項説明書について、運営規程の概要（指定福祉用具貸与（販売）の提供方法及びその他運営に関する重要事項）、苦情処理の体制等（市町村の連絡先）を記載すること。</p>	指摘事項の記載。
			令和2年9月8日	令和2年9月28日	<p>専門相談員の資質の向上のため、研修計画を作成する等して、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保すること。また、研修に参加した際は、その記録を作成し保管すること。</p> <p>個人情報に関する同意について、併設の居宅介護支援事業所において同意を得たものの写しを以て福祉用具貸与事業所での同意を得た取り扱いとしているものが見受けられたため、改善すること。</p>	<p>実地指導後、10月に事業所内で研修を実施いたしました。（添付①）</p> <p>実地指導後、新規の利用者に対しては、サービスごとに同意を頂いております。また、既存の利用者に対しては、次回の介護報酬改定時に併せて取り交わしを行います。</p>

法人名	サービス名	事業所名	実施日	結果通知日	文書指摘	改善報告	
株式会社ニチイ学館	福祉用具貸与	ニチイケアセンター鳥取駅南			<p>居宅サービス計画及び介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画等」という。）が適切に保管されていないものが散見された。居宅介護支援事業者等から居宅サービス計画等の交付を受けた後は適切に保管し、福祉用具貸与計画（以下「計画」という。）及び介護予防福祉用具貸与計画（以下「予防計画」という。）作成の際は当該居宅サービス計画等に沿って作成すること。</p>	<p>ご指摘いただいた居宅サービス計画書等については、整理整頓を行い、個別のファイルに適切に保管いたしました。</p>	
					<p>居宅介護支援事業者等から居宅サービス計画等の交付を受けていないものが散見された。居宅サービス計画等に記載されていない福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与は法定代理受領サービスの提供及び介護予防サービス費支給の対象とはならないため、過去5年遡って自主点検を行い、必要に応じて過誤調整し、その結果について報告すること。</p>	<p>実地指導後、利用者の記名捺印のある居宅サービス計画の交付を受けていないケースについては交付を受け、自主点検を行いました。点検の結果、居宅サービス計画等に記載されていない福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与はありませんでした。（添付②）</p>	
					<p>計画及び予防計画が作成されていないものが散見されたため、現在貸与しているものについて作成していない場合は速やかに作成すること。また、介護予防福祉用具貸与について予防計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）が行われていないものが散見された。モニタリングは予防計画の期間終了後等、必要に応じて実施し、その記録を介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者等に報告すること。</p>	<p>福祉用具貸与計画及び介護予防福祉用具貸与計画を変更できていない事例については、現在作成を進めております。また、モニタリングを実施できていなかったケースにつきましては、今後、介護予防福祉用具貸与計画の期間終了後、必要に応じて実施し、その記録を介護予防支援事業者等に報告いたします。（添付③）</p>	
					<p>福祉用具貸与の提供に当たって、全国平均貸与価格が利用者に情報提供されていないものが散見されたため、改善すること。</p>	<p>実地指導後、福祉用具貸与計画及び介護予防福祉用具貸与計画を変更できていない利用者に対し、順次計画を作成し、同意をいただいております。（添付④）</p>	
	特定福祉用具販売	ニチイケアセンター鳥取駅南	令和2年9月8日	令和2年9月28日	<p>専門相談員の資質の向上のため、研修計画を作成する等して、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保すること。また、研修に参加した際は、その記録を作成し保管すること。</p>	<p>実地指導後、10月に事業所内で研修を実施いたしました。（添付①）</p>	
					<p>個人情報に関する同意について、併設の居宅介護支援事業所において同意を得たものの写しを以て福祉用具貸与事業所での同意を得た取り扱いとしているものが見受けられたため、改善すること。</p>	<p>実地指導後、新規の利用者に対しては、サービスごとに同意を頂いております。また、既存の利用者に対しては、次回の介護報酬改定時に併せて取り交わしを行います。</p>	
						<p>専門相談員の資質の向上のため、研修計画を作成する等して、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保すること。また、研修に参加した際は、その記録を作成し保管すること。</p>	<p>実地指導後、10月に事業所内で研修を実施いたしました。（添付①）</p>

法人名	サービス名	事業所名	実施日	結果通知日	文書指摘	改善報告
	介護予防福祉用具貸与	ニチイケアセンター鳥取駅南	令和2年9月8日	令和2年9月28日	個人情報に関する同意について、併設の居宅介護支援事業所において同意を得たものの写しを以て福祉用具貸与事業所での同意を得た取り扱いとしているものが見受けられたため、改善すること。	実地指導後、新規の利用者に対しては、サービスごとに同意を頂いております。また、既存の利用者に対しては、次回の介護報酬改定時に併せて取り交わしを行います。
					居宅サービス計画及び介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画等」という。）が適切に保管されていないものが散見された。居宅介護支援事業者等から居宅サービス計画等の交付を受けた後は適切に保管し、福祉用具貸与計画（以下「計画」という。）及び介護予防福祉用具貸与計画（以下「予防計画」という。）作成の際は当該居宅サービス計画等に沿って作成すること。	ご指摘いただいた居宅サービス計画書等については、整理整頓を行い、個別のファイルに適切に保管いたしました。
					居宅介護支援事業者等から居宅サービス計画等の交付を受けていないものが散見された。居宅サービス計画等に記載されていない福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与は法定代理受領サービスの提供及び介護予防サービス費支給の対象とはならないため、過去5年遡って自主点検を行い、必要に応じて過誤調整し、その結果について報告すること。	実地指導後、利用者の記名捺印のある居宅サービス計画の交付を受けていないケースについては交付を受け、自主点検を行いました。点検の結果、居宅サービス計画等に記載されていない福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与はありませんでした。（添付②）
	特定介護予防福祉用具販売	ニチイケアセンター鳥取駅南	令和2年9月8日	令和2年9月28日	計画及び予防計画が作成されていないものが散見されたため、現在貸与しているものについて作成していない場合は速やかに作成すること。また、介護予防福祉用具貸与について予防計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）が行われていないものが散見された。モニタリングは予防計画の期間終了後等、必要に応じて実施し、その記録を介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者等に報告すること。	福祉用具貸与計画及び介護予防福祉用具貸与計画を変更できていない事例については、現在作成を進めております。また、モニタリングを実施できていなかったケースにつきましては、今後、介護予防福祉用具貸与計画の期間終了後、必要に応じて実施し、その記録を介護予防支援事業者等に報告いたします。（添付③）
					福祉用具貸与の提供に当たって、全国平均貸与価格が利用者に情報提供されていないものが散見されたため、改善すること。	実地指導後、福祉用具貸与計画及び介護予防福祉用具貸与計画を変更できていない利用者に対し、順次計画を作成し、同意をいただいております。（添付④）
					専門相談員の資質の向上のため、研修計画を作成する等して、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保すること。また、研修に参加した際は、その記録を作成し保管すること。	実地指導後、10月に事業所内で研修を実施いたしました。（添付①）
					個人情報に関する同意について、併設の居宅介護支援事業所において同意を得たものの写しを以て福祉用具貸与事業所での同意を得た取り扱いとしているものが見受けられたため、改善すること。	実地指導後、新規の利用者に対しては、サービスごとに同意を頂いております。また、既存の利用者に対しては、次回の介護報酬改定時に併せて取り交わしを行います。

法人名	サービス名	事業所名	実施日	結果通知日	文書指摘	改善報告
株式会社リンクケア	福祉用具貸与	株式会社リンクケア	令和2年9月10日	令和2年9月16日	重要事項説明書について、運営規程の概要（従業者の職務の内容、指定福祉用具貸与（販売）の提供方法、取り扱い種目及びその他運営に関する重要事項）を記載すること。	重要事項説明書の改訂を行った。（資料1）
					指定福祉用具貸与を提供した際には、利用者の心身の状況についても記録すること。	今後のサービス提供にあたり、上記計画書等への記載を充実させる。
					専門相談員の資質の向上のために、福祉用具の構造、使用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせること。	今年度6ヶ月の研修計画を作成した。（資料3）毎月知識向上と品質向上の各テーマを開催することとし、翌年計画を年度末までに更新する。派遣研修は環境の不透明感により開催延期が続いている。
					福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合は、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録すること。	確認記録簿を作成した。（資料4-①、②）委託先のうち、県内事業所について検査後に対応を行った。環境の変化を注視しつつ、他県事業所について今年度内に実施する。
					サービス担当者会議等において利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意をあらかじめ文書により得ること。	新規案件より対応する。従来案件については了解を得られるよう説明を行い、順次改善を行う。
	特定福祉用具販売	株式会社リンクケア	令和2年9月10日	令和2年9月16日	重要事項説明書について、運営規程の概要（従業者の職務の内容、指定福祉用具貸与（販売）の提供方法、取り扱い種目及びその他運営に関する重要事項）を記載すること。	重要事項説明書の改訂を行った。（資料1）
					専門相談員の資質の向上のために、福祉用具の構造、使用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせること。	今年度6ヶ月の研修計画を作成した。（資料3）毎月知識向上と品質向上の各テーマを開催することとし、翌年計画を年度末までに更新する。派遣研修は環境の不透明感により開催延期が続いている。
					サービス担当者会議等において利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意をあらかじめ文書により得ること。	新規案件より対応する。従来案件については了解を得られるよう説明を行い、順次改善を行う。
	介護予防福祉用具貸与	株式会社リンクケア	令和2年9月10日	令和2年9月16日	重要事項説明書について、運営規程の概要（従業者の職務の内容、指定福祉用具貸与（販売）の提供方法、取り扱い種目及びその他運営に関する重要事項）を記載すること。	重要事項説明書の改訂を行った。（資料1）
指定福祉用具貸与を提供した際には、利用者の心身の状況についても記録すること。					今後のサービス提供にあたり、上記計画書等への記載を充実させる。	
専門相談員の資質の向上のために、福祉用具の構造、使用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせること。					今年度6ヶ月の研修計画を作成した。（資料3）毎月知識向上と品質向上の各テーマを開催することとし、翌年計画を年度末までに更新する。派遣研修は環境の不透明感により開催延期が続いている。	
福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合は、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録すること。					確認記録簿を作成した。（資料4-①、②）委託先のうち、県内事業所について検査後に対応を行った。環境の変化を注視しつつ、他県事業所について今年度内に実施する。	

法人名	サービス名	事業所名	実施日	結果通知日	文書指摘	改善報告
	特定介護予防福祉用具販売	株式会社リンクケア	令和2年9月10日	令和2年9月16日	サービス担当者会議等において利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意をあらかじめ文書により得ること。	新規案件より対応する。従来案件については了解を得られるよう説明を行い、順次改善を行う。
					重要事項説明書について、運営規程の概要（従業員の職務の内容、指定福祉用具貸与（販売）の提供方法、取り扱う種目及びその他運営に関する重要事項）を記載すること。	重要事項説明書の改訂を行った。（資料1）
					専門相談員の資質の向上のために、福祉用具の構造、使用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせること。	今年度6ヶ月の研修計画を作成した。（資料3）毎月知識向上と品質向上の各テーマを開催することとし、翌年計画を年度末までに更新する。派遣研修は環境の不透明感により開催延期が続いている。
					サービス担当者会議等において利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意をあらかじめ文書により得ること。	新規案件より対応する。従来案件については了解を得られるよう説明を行い、順次改善を行う。
	福祉用具貸与	有限会社ライフ・エイド	令和2年9月15日	令和2年9月29日	重要事項説明書について、運営規程の概要（指定福祉用具貸与（販売）の提供方法及び取り扱う種目）を記載すること。	書類の修正は完了しました。（添付①）
					指定福祉用具貸与を提供した際には、利用者の心身の状況についても記録すること。	各福祉用具専門相談員への周知は完了しました。（添付②）
					運営規程について、利用料の記載に不備があるため改めること。	運営規定第11条1を修正し、元の6と統合した内容としました。また、元の6を削除し、7を繰り上げて6としました。（添付③）
					事業所ごとに、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にした勤務表を作成すること。	出勤簿とは別に勤務表も作成し、運用します。（添付④）
	専門相談員の資質の向上のために、福祉用具の構造、使用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせること。	現在、メーカーへの研修以来の内容を検討中です。研修等報告書は作成しました。（添付⑤）				
	福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合は、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録すること。	10月に入り、当該事業者へ行き、保管・消毒業務の実施状況の確認を行いました。今後は年1回程度、確認を行う予定にしています。（添付⑥）				
	特定福祉用具販売	有限会社ライフ・エイド	令和2年9月15日	令和2年9月29日	重要事項説明書について、運営規程の概要（指定福祉用具貸与（販売）の提供方法及び取り扱う種目）を記載すること。	書類の修正は完了しました。（添付①）
					指定福祉用具貸与を提供した際には、利用者の心身の状況についても記録すること。	各福祉用具専門相談員への周知は完了しました。（添付②）
運営規程について、利用料の記載に不備があるため改めること。					運営規定第11条1を修正し、元の6と統合した内容としました。また、元の6を削除し、7を繰り上げて6としました。（添付③）	
事業所ごとに、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にした勤務表を作成すること。					出勤簿とは別に勤務表も作成し、運用します。（添付④）	

法人名	サービス名	事業所名	実施日	結果通知日	文書指摘	改善報告
有限会社ライフ・エイド	介護予防福祉用具貸与	有限会社ライフ・エイド	令和2年9月15日	令和2年9月29日	専門相談員の資質の向上のために、福祉用具の構造、使用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせること。	現在、メーカーへの研修以来の内容を検討中です。研修等報告書は作成しました。（添付⑤）
					重要事項説明書について、運営規程の概要（指定福祉用具貸与（販売）の提供方法及び取り扱い種目）を記載すること。	書類の修正は完了しました。（添付①）
					指定福祉用具貸与を提供した際には、利用者の心身の状況についても記録すること。	各福祉用具専門相談員への周知は完了しました。（添付②）
					運営規程について、利用料の記載に不備があるため改めること。	運営規定第11条1を修正し、元の6と統合した内容としました。また、元の6を削除し、7を繰り上げて6としました。（添付③）
					事業所ごとに、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にした勤務表を作成すること。	出勤簿とは別に勤務表も作成し、運用します。（添付④）
	特定介護予防福祉用具販売	有限会社ライフ・エイド	令和2年9月15日	令和2年9月29日	専門相談員の資質の向上のために、福祉用具の構造、使用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせること。	現在、メーカーへの研修以来の内容を検討中です。研修等報告書は作成しました。（添付⑤）
					福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合は、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録すること。	10月に入り、当該事業者へ行き、保管・消毒業務の実施状況の確認を行いました。今後は年1回程度、確認を行う予定にしています。（添付⑥）
					重要事項説明書について、運営規程の概要（指定福祉用具貸与（販売）の提供方法及び取り扱い種目）を記載すること。	書類の修正は完了しました。（添付①）
					指定福祉用具貸与を提供した際には、利用者の心身の状況についても記録すること。	各福祉用具専門相談員への周知は完了しました。（添付②）
					運営規程について、利用料の記載に不備があるため改めること。	運営規定第11条1を修正し、元の6と統合した内容としました。また、元の6を削除し、7を繰り上げて6としました。（添付③）
株式会社サポートライフ	訪問介護	株式会社サポートライフ	令和2年9月16日	令和2年9月29日	事業所ごとに、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にした勤務表を作成すること。	出勤簿とは別に勤務表も作成し、運用します。（添付④）
					専門相談員の資質の向上のために、福祉用具の構造、使用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせること。	現在、メーカーへの研修以来の内容を検討中です。研修等報告書は作成しました。（添付⑤）
株式会社サポートライフ	訪問介護	株式会社サポートライフ	令和2年9月16日	令和2年9月29日	法定代理受領サービスに該当しない訪問介護を提供した場合の利用料について、居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じていたため、改めること。	介護保険外サービス料金について介護保険給付費と整合性を図るよう料金設定を同じにした。保険外サービス利用料金について、ご本人、ご家族に説明を行い、料金が高くなることにより保険外サービスは中止となりました。居宅介護支援事業所介護支援専門員に相談し、他機関への利用につなげていただきました。（令和2年10月より）

法人名	サービス名	事業所名	実施日	結果通知日	文書指摘	改善報告
株式会社サポートライフ	第1号訪問事業（鳥取市訪問介護相当サービス）	株式会社サポートライフ	令和2年9月16日	令和2年9月29日	法定代理受領サービスに該当しない訪問介護を提供した場合の利用料について、居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じていたため、改めること。	介護保険外サービス料金について介護保険給付費と整合性を図るよう料金設定を同じにした。 保険外サービス利用料金について、ご本人、ご家族に説明を行い、料金が高くなることにより保険外サービスは中止となりました。居宅介護支援事業所介護支援専門員に相談し、他機関への利用につなげていただきました。（令和2年10月より）
株式会社ニチイ学館	訪問介護	ニチイケアセンター秋里	令和2年9月17日	令和2年10月6日	—	—
	第1号訪問事業（鳥取市訪問介護相当サービス）	ニチイケアセンター秋里	令和2年9月17日	令和2年10月6日	—	—
株式会社ニチイ学館	訪問介護	ニチイケアセンター八頭	令和2年9月17日	令和3年4月5日	居宅介護支援事業者等から居宅サービス計画等の交付を受けていないものが散見された。居宅サービス計画等に記載されていない訪問介護及び第1号訪問事業は法定代理受領サービスの提供及び鳥取市訪問介護相当サービス費支給の対象とはならないため、過去5年遡って自主点検を行い、必要に応じて過誤調整し、その結果について報告すること。	実地指導後、自己点検を行った結果、他に該当の事例はありませんでした。
					同居家族がいるにもかかわらず、生活援助を実施しているケースについて、居宅サービス計画にも理由がなく、管理者もその理由を把握していなかったため、整理し報告すること。	上記（ご指摘の事例は生活援助中心型のサービスではなく、実地指導時に同居の弟は日中不在であり、母親は介護が必要である旨も管理者から報告しております。）について、実地指導後に貴市へ報告し、了承を得ております。
					処遇改善加算について、介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換を行い、研修機会の提供又は技術指導等を実施するための計画を、資質向上のための計画に沿って策定すること。	今後、管理者が変更になった際は引継ぎを徹底致し、事業所の運用を把握してまいります。
社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会	介護予防支援	鳥取南地域包括支援センター	令和2年9月29日	令和2年10月23日	個人情報の利用同意書について利用者のみならず、個人情報の利用を行う家族についても同意を得ること。	職員に個人情報の同意書について本人のみならず利用者の家族についても同意を得ることを周知し最終点検は所長が行う。
	第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）	鳥取南地域包括支援センター	令和2年9月29日	令和2年10月23日	個人情報の利用同意書について利用者のみならず、個人情報の利用を行う家族についても同意を得ること。	職員に個人情報の同意書について本人のみならず利用者の家族についても同意を得ることを周知し最終点検は所長が行う。
株式会社さくら	居宅介護支援	居宅介護支援事業所さくら	令和2年10月1日	令和2年10月16日	—	—
株式会社キリンの里	認知症対応型共同生活介護	キリンの里グループホーム西町	令和2年10月1日	令和2年10月12日	—	—
	介護予防認知症対応型共同生活介護	キリンの里グループホーム西町	令和2年10月1日	令和2年10月12日	—	—
	通所介護	モアスマイル富安	令和2年10月6日	令和2年10月26日	重要事項説明書に第三者評価の実施状況についても記載すること。	通所介護、第1号通所事業の重要事項説明書へ第三者評価の実施状況を記載。
					第1号通所事業の運営規程に、利用料の3割負担についても記載すること。	運営規程に利用料3割負担について記載。
					従業者の資質向上のために研修の機会を確保すること。	12月に外部講師による研修実施予定。

法人名	サービス名	事業所名	実施日	結果通知日	文書指摘	改善報告
スマイルセンター株式会社	第1号通所事業（鳥取市通所介護相当サービス）	モアスマイル富安	令和2年10月6日	令和2年10月26日	従業者に対する秘密保持の誓約書が確認できない職員がいたため、不足のないよう全員分徴取すること。	誓約書が確認できなかった職員より、誓約書を再徴取した。
					重要事項説明書に第三者評価の実施状況についても記載すること。	通所介護、第1号通所事業の重要事項説明書へ第三者評価の実施状況を記載。
					第1号通所事業の運営規程に、利用料の3割負担についても記載すること。	運営規程に利用料3割負担について記載。
					従業者の資質向上のために研修の機会を確保すること。	12月に外部講師による研修実施予定。
					従業者に対する秘密保持の誓約書が確認できない職員がいたため、不足のないよう全員分徴取すること。	誓約書が確認できなかった職員より、誓約書を再徴取した。
鳥取医療生活協同組合	介護医療院	介護医療院さくらの郷	令和2年10月8日	令和2年10月21日	身体的拘束等を行う場合の、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない場合の理由についての、記録が十分ではないので改めること。	①全職員で身体拘束の適正化を図るための研修会を開催、職場会議での身体拘束の原則禁止を確認。 ②やむを得ず実施する場合は、身体拘束に関する指示票を作成し、カルテに添付する。（実地指導以降、実施例なし）
医療法人アスピオス	介護老人保健施設	介護老人保健施設まさたみの郷	令和2年10月13日	令和2年10月29日	機能訓練室の場所について、事業所内で明確となっていないため整理すること。また、届け出している機能訓練室と異なる場合は、変更届により届け出ること。	別紙平面図のとおりです。（添付①） 介護老人保健施設等開設許可事項変更申請を11月6日付で提出済み。
					身体的拘束等の適正化を図るため、介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。また、職員の新規採用時にも必ず実施すること。	本年度、1回目の研修として、9月9日に「高齢者虐待防止と権利擁護」を行い、2回目は11月6日に身体拘束0への手引きの（身体拘束は身体的弊害をもたらす）の部分に特化した研修をテキストにて行った。3回目の研修としてDVDを自施設で購入し視聴による研修を予定している。また、今年度採用者には当施設の指針の読み合わせと当法人での実症例に基づいた研修を行った。（11月2日、12日）
					身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を実施していなかったため、身体拘束廃止未実施減算を適用すること。	身体拘束廃止未実施減算を11月分から適用する。 11月4日に介護給付費算定に係る体制等に関する届出書を提出済み。
					所定疾患施設療養費Ⅰ及びⅡについて、算定開始年度の翌年度以降において、当該施設の前年度における当該入所者に対する投薬、検査、注射、処置等の実施状況を公表すること。	別紙の公表資料を平成27年度から令和元年度まで公表します。（添付④）

法人名	サービス名	事業所名	実施日	結果通知日	文書指摘	改善報告
社会福祉法人健推会	介護老人福祉施設	健推庵こくふ	令和2年10月14日	令和2年10月22日	介護事故の防止のための委員会の開催が、各ユニットが発生防止策まで作成した介護保険事故報告書の検討の場となっている。当該委員会において介護事故、ヒヤリ・ハット事例及び現状を放置しておくことと介護事故に結びつく可能性の高いもの（以下「介護事故等」という。）の発生の状況、背景等の記録された報告書を集計し、分析すること。事例の分析に当たっては、介護事故等の発生時の状況等を分析し、介護事故等の発生原因、結果等を取りまとめ、防止策を検討すること。また、防止策を講じた後に、その効果について評価すること。	11/4（水）開催のリスクマネジメント委員会において、（1）及び（2）の具体的な再発防止策につき、考え方、手順等を説明・周知し、以降開催の委員会において、適切に実行していくことを確認した。（添付①）
					入居者に対するサービスの提供により介護事故等が発生した場合は、鳥取市介護保険事故報告事務取扱要領に従って速やかに鳥取市へ報告を行うこと。	監査日現在、書面での未報告事故につき、報告書提出を完了した。また、以後発生した、報告該当事故につき、第一報後、報告書提出を行った。今後も、鳥取市介護保険事故報告事務取扱要領に従って、速やかに鳥取市へ報告を行う。（添付②）
社会医療法人明和会医療福祉センター	介護医療院	ウェルフェア北園渡辺病院介護医療院カメリアハウス	令和2年10月15日	令和2年10月29日	医師の勤務について、月ごとに介護医療院での勤務が明確となる勤務表を作成すること。また、勤務実績について、介護医療院での勤務時間の実態を適切に管理すること。	介護医療院の兼務が分かるよう医師の勤務表を11月から作成。指摘後、兼務医師の介護医療院、病院の受け持ち患者数で、時間案分を実施。常勤換算で、必要数の1.25名を超えていることを確認。引き続き毎月月末時の受け持ち患者数で確認、管理を行う。今後は、受け持ち患者数を勤務実績の基準として扱うことに決定。
					算定する加算について、重要事項説明書に記載をすること。	10月16日以降は、算定中の加算を記載したものを使用中。
社会医療法人明和会医療福祉センター	介護医療院	ウェルフェア北園渡辺病院介護医療院マグノリアハウス	令和2年10月15日	令和2年10月29日	医師の勤務について、月ごとに介護医療院での勤務が明確となる勤務表を作成すること。また、勤務実績について、介護医療院での勤務時間の実態を適切に管理すること。	介護医療院の兼務が分かるよう医師の勤務表を11月から作成。指摘後、兼務医師の介護医療院、病院の受け持ち患者数で、時間案分を実施。常勤換算で、必要数の1.25名を超えていることを確認。引き続き毎月月末時の受け持ち患者数で確認、管理を行う。今後は、受け持ち患者数を勤務実績の基準として扱うことに決定。
					算定する加算について、重要事項説明書に記載をすること。	10月16日以降は、算定中の加算を記載したものを使用中。
株式会社ウィルファーム	地域密着型特定施設入居者生活介護	有料老人ホームきらめき館 [本館]	令和2年10月16日	令和2年10月29日	個別機能訓練加算の開始時及び3月に1度の計画内容の説明について、認知症等により判断能力が十分でない利用者については、その代理となる者に説明を行い、その内容を記録すること。	当該指摘以降に入居となったご利用者について、機能訓練指導員・看護職員・介護職員・生活相談員その他の職種の者が共同して、ご利用者の目標、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成し、ご家族等に説明のうえ、サイン等をいただいた。尚、既存の計画書についても、計画期間が到来する毎に、上記（2）再発防止策の取扱いを行うこととする。
					自らその提供する介護医療院サービスの質の評価を行い、常にその改善を図ること。	別添の自己評価表を作成し、毎年1回（10月）に実施することとし、今年度は11月中に実施する。

法人名	サービス名	事業所名	実施日	結果通知日	文書指摘	改善報告	
医療法人アスピオス	介護医療院	介護医療院鳥取産院	令和2年10月20日	令和2年10月30日	栄養ケア計画に栄養補給に関する事項（栄養補給量、補給方法等）が記載されていないため、記載すること。	令和2年10月1日から記入漏れのところは今後記載いたします。	
					入所者または家族等に計画を説明し、同意を得る以前から算定していた栄養マネジメント加算については算定対象外となるため、算定開始時に遡って自主点検し、過誤調整を行うこと。また、その結果について報告すること。	10月21日以降の入所の方より実施しています。要件を満たしていなかったものに対して、過誤調整した。	
					療養食加算について、療養食の献立表が作成されていない。実際に提供されたことの確認ができなため、算定開始時に遡って自主点検し、過誤調整を行うこと。また、その結果について報告すること。	実地指導以降、献立表に基づき調理したのに対し請求します。	
					初期入所診療管理について、総合的な診療計画に、予定される検査及びリハビリテーションの日程を記載すること。	別紙入院診療計画書により行う。	
					短期集中リハビリテーションに係る集中的なりハビリテーションは、1週につき概ね3日以上実施すること。	リハビリ職員採用次第算定の申請を行います。	
有限会社大村薬局	訪問看護	訪問看護ステーションかけはし	令和2年10月22日	令和2年11月9日	重要事項説明書に従業者の職務の内容について記載すること。	職務内容の記載欄を追加した性別の記載も行い是正した。（書類添付）	
					主治の医師による指示の文書（以下「指示書」という。）が適切に保管されていないものが見受けられた。指示書の交付を受けた際は適切に保管し、その完結の日から5年間保存すること。	主治医へ問い合わせ原本を受け取り事業所内にて保管した。	
						利用者の同意が確認できない計画が見受けられたため、利用者から同意を得た際はそれが分かるよう記録に残すこと。	利用者全ての方の個人ファイルを再度チェックし書類に署名や捺印のないものがないかを確認し是正した。今後も書面のやり取りをする中でも直接お会いできないからこそ電話連絡等で本人だけでなく家族ともしっかりコミュニケーションをとって利用者との関わりを知ってもらおう機会としていきたい。
	介護予防訪問看護	訪問看護ステーションかけはし	令和2年10月22日	令和2年11月9日	重要事項説明書に従業者の職務の内容について記載すること。	職務内容の記載欄を追加した性別の記載も行い是正した。（書類添付）	
					主治の医師による指示の文書（以下「指示書」という。）が適切に保管されていないものが見受けられた。指示書の交付を受けた際は適切に保管し、その完結の日から5年間保存すること。	主治医へ問い合わせ原本を受け取り事業所内にて保管した。	

法人名	サービス名	事業所名	実施日	結果通知日	文書指摘	改善報告
					利用者の同意が確認できない計画が見受けられたため、利用者から同意を得た際はそのことが分かるよう記録に残すこと。	利用者全ての方の個人ファイルを再度チェックし書類に署名や捺印のないものがないかを確認し是正した。今後も書面のやり取りをする中でも直接お会いできないからこそ電話連絡等で本人だけでなく家族ともしっかりコミュニケーションをとって利用者との関わりを知ってもらう機会としていきたい。
有限会社S Kプラン	認知症対応型共同生活介護	ぐるーぷほーむ和温	令和2年10月22日	令和2年10月30日	<p>秘密保持の誓約書を徴取していない職員がいたため、全員分徴取すること。</p> <p>入居者に対するサービスの提供により事故等が発生した場合は、鳥取市介護保険事故報告事務取扱要領に従って速やかに鳥取市へ報告を行うこと。</p>	<p>全職員の提出状況を再確認。未提出職員からは取得し保管した。</p> <p>鳥取市介護保険事故報告事務取扱要領を確認の上、提出が必要な物に関しては報告を行う。</p>
有限会社ワイノット	訪問看護	ビュートゾルフたいよう訪問看護ステーション	令和2年10月27日	令和2年11月2日	<p>日々の勤務時間、職務の内容、常勤非常勤の別、管理者との兼務関係を明確とした勤務表に改めること。</p> <p>医師の指示書の内容が一部、訪問看護計画及び提供内容に反映されていないケースが見受けられたため、指示内容を十分確認し、反映させること。</p>	<p>新しい勤務表にて労務管理を実施している。(添付①)</p> <p>現在発行されている指示書については、医師と確認を行い再発行して頂いた。(添付②)</p>
	介護予防訪問看護	ビュートゾルフたいよう訪問看護ステーション	令和2年10月27日	令和2年11月2日	<p>日々の勤務時間、職務の内容、常勤非常勤の別、管理者との兼務関係を明確とした勤務表に改めること。</p> <p>医師の指示書の内容が一部、訪問看護計画及び提供内容に反映されていないケースが見受けられたため、指示内容を十分確認し、反映させること。</p>	<p>新しい勤務表にて労務管理を実施している。(添付①)</p> <p>現在発行されている指示書については、医師と確認を行い再発行して頂いた。(添付②)</p>
株式会社わかば	認知症対応型共同生活介護	グループホームわかばの家勝谷	令和2年10月27日	令和2年11月5日	入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を被保険者証に記載すること。	新しくなった被保険者証や、新規の方の被保険者証の記載欄に、共同生活住居の名称が記載されているか管理者・ケアマネで確認する。
アースサポート株式会社	訪問入浴介護	アースサポート鳥取	令和2年11月10日	令和2年11月16日	サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報をを用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ること。	個人情報の使用同意書に、ご家族の記入欄を複数設けました。(添付①)
	介護予防訪問入浴介護	アースサポート鳥取	令和2年11月10日	令和2年11月16日	サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報をを用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ること。	個人情報の使用同意書に、ご家族の記入欄を複数設けました。(添付①)
	福祉用具貸与	ジャパンケアサポート株式会社	令和2年11月10日	令和2年11月24日	事業所ごとに、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にした勤務表を作成すること。	別紙参照
	特定福祉用具販売	ジャパンケアサポート株式会社	令和2年11月10日	令和2年11月24日	事業所ごとに、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にした勤務表を作成すること。	別紙参照

法人名	サービス名	事業所名	実施日	結果通知日	文書指摘	改善報告
ジャパンケアサポート株式会社	介護予防福祉用具貸与	ジャパンケアサポート株式会社	令和2年11月10日	令和2年11月24日	事業所ごとに、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にした勤務表を作成すること。	別紙参照
	特定介護予防福祉用具販売	ジャパンケアサポート株式会社	令和2年11月10日	令和2年11月24日	事業所ごとに、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にした勤務表を作成すること。	別紙参照
一般社団法人イナバ総合福祉会	訪問介護	一般社団法人イナバ総合福祉会	令和2年11月12日	令和2年11月24日	法定代理受領サービスに該当しない訪問介護を提供した場合の利用料について、居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じていたため、改めること。	改訂保険外サービス料金表を作成。新規利用者様には改訂分を配布。既存利用者様には順次配布及び説明。（添付①）
					特定事業所加算Ⅱについて、年度途中に採用した職員についても研修計画を作成すること。	中途採用者には研修計画を作成。（添付②）
					特定事業所加算Ⅱについて、利用者に明示する緊急時等における対応方法に、対応可能時間等も含めること。	対応方法の内容を厚くし、対応時間を明記。（添付③）
	第1号訪問事業（鳥取市訪問介護相当サービス）	一般社団法人イナバ総合福祉会	令和2年11月12日	令和2年11月24日	法定代理受領サービスに該当しない訪問介護を提供した場合の利用料について、居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じていたため、改めること。	改訂保険外サービス料金表を作成。新規利用者様には改訂分を配布。既存利用者様には順次配布及び説明。（添付①）
					特定事業所加算Ⅱについて、年度途中に採用した職員についても研修計画を作成すること。	中途採用者には研修計画を作成。（添付②）
					特定事業所加算Ⅱについて、利用者に明示する緊急時等における対応方法に、対応可能時間等も含めること。	対応方法の内容を厚くし、対応時間を明記。（添付③）
株式会社サン企画	訪問介護	訪問介護 アップル	令和2年11月12日	令和2年11月30日	訪問介護員等の資質向上のために、研修の機会を確保すること。	今年度、セミナーに参加を予定しているので、参加者が報告、資料説明等を行います。来年度、年2回事業所内研修を実施予定。第1回（5月頃）第2回（10月頃）外部の研修に参加した時は、参加者が研修内容を報告します。資料配布等。
					処遇改善加算にかかるキャリアパス要件Ⅰについて、必要事項を具体的に記載した書面を整備すること。	書面化したキャリアパス要件を改めて職員に提示し確認してもらいました。
	第1号訪問事業（鳥取市訪問介護相当サービス）	訪問介護 アップル	令和2年11月12日	令和2年11月30日	訪問介護員等の資質向上のために、研修の機会を確保すること。	今年度、セミナーに参加を予定しているので、参加者が報告、資料説明等を行います。来年度、年2回事業所内研修を実施予定。第1回（5月頃）第2回（10月頃）外部の研修に参加した時は、参加者が研修内容を報告します。資料配布等。
					処遇改善加算にかかるキャリアパス要件Ⅰについて、必要事項を具体的に記載した書面を整備すること。	書面化したキャリアパス要件を改めて職員に提示し確認してもらいました。

法人名	サービス名	事業所名	実施日	結果通知日	文書指摘	改善報告
株式会社シサマ	福祉用具貸与	株式会社シサマ	令和2年11月19日	令和2年12月11日	専門相談員の資質の向上のために、福祉用具の構造、使用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせること。	新商品などの説明研修会に参加し、研修記録用紙を作成保管する。(添付②)
					個人情報の利用同意書について利用者のみならず、個人情報の利用を行う家族についても同意を得ること。	同意書についてはご家族の署名欄新たに追加することとした。
					一部、通所介護の送迎にのみ福祉用具貸与品を用いるように見受けられる居宅サービス計画書があったため、当該福祉用具貸与品の利用状況について確認し報告を行うこと。	ケアマネージャーに使用目的を明確に追記記載してもらいました。(添付④)
	特定福祉用具販売	株式会社シサマ	令和2年11月19日	令和2年12月11日	特定福祉用具販売について、重要事項説明書を用いた利用者への説明、同意及び交付が行われていないため、是正すること。	特定福祉用具販売についても重要事項説明書を用いて利用者への説明、及び同意を得る。(添付①)
					専門相談員の資質の向上のために、福祉用具の構造、使用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせること。	新商品などの説明研修会に参加し、研修記録用紙を作成保管する。(添付②)
					個人情報の利用同意書について利用者のみならず、個人情報の利用を行う家族についても同意を得ること。	同意書についてはご家族の署名欄新たに追加することとした。
	介護予防福祉用具貸与	株式会社シサマ	令和2年11月19日	令和2年12月11日	専門相談員の資質の向上のために、福祉用具の構造、使用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせること。	新商品などの説明研修会に参加し、研修記録用紙を作成保管する。(添付②)
					個人情報の利用同意書について利用者のみならず、個人情報の利用を行う家族についても同意を得ること。	同意書についてはご家族の署名欄新たに追加することとした。
					一部、通所介護の送迎にのみ福祉用具貸与品を用いるように見受けられる居宅サービス計画書があったため、当該福祉用具貸与品の利用状況について確認し報告を行うこと。	ケアマネージャーに使用目的を明確に追記記載してもらいました。(添付④)
	特定介護予防福祉用具販売	株式会社シサマ	令和2年11月19日	令和2年12月11日	特定福祉用具販売について、重要事項説明書を用いた利用者への説明、同意及び交付が行われていないため、是正すること。	特定福祉用具販売についても重要事項説明書を用いて利用者への説明、及び同意を得る。(添付①)
					専門相談員の資質の向上のために、福祉用具の構造、使用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせること。	新商品などの説明研修会に参加し、研修記録用紙を作成保管する。(添付②)
					個人情報の利用同意書について利用者のみならず、個人情報の利用を行う家族についても同意を得ること。	同意書についてはご家族の署名欄新たに追加することとした。
株式会社True	訪問介護	訪問介護事業所はあとふる	令和2年11月19日	令和2年12月2日	—	—
	第1号訪問事業(鳥取市訪問介護相当サービス)	訪問介護事業所はあとふる	令和2年11月19日	令和2年12月2日	—	—
とっとり福祉マンション有 限会社	特定施設入居者生活介護	オパール特定施設入居者生活介護事業所	令和2年1月21日	令和3年2月17日	—	—
	介護予防特定施設入居者生活介護	オパール特定施設入居者生活介護事業所	令和2年1月21日	令和3年2月17日	—	—